

交通反則公示通告書

- | | |
|--------|---|
| 1 反則者 | 下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知を受けた者 |
| 2 通告内容 | 告知書（７）記載の金額の反則金の納付 |
| 3 通告理由 | （１）反則行為となるべき事実
告知書（２）（３）（４）（５）記載のとおり。
（２）反則行為の種別
告知書（６）記載のとおり。 |

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。
 なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和8年 7月10日

岡山県警察本部

[illegible]